

川崎市総合評価一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）により請負の契約を締結するため、その実施について別に定めるものほか必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価一般競争入札により契約の締結をする工事（以下「対象工事」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 技術的な工夫の余地や効果が大きい工事において、本市が示す標準的な仕様に対し、施工上の工夫等の技術提案を求ることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する工事
- (2) 技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性を確保するため、入札参加者の施工能力、施工計画、信頼性・社会性等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (3) 前号のうち、施工計画を除き、入札参加者の施工能力及び信頼性・社会性等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

(総合評価落札方式の型式)

第3条 総合評価落札方式の型式は次のとおりとする。

- (1) 標準型 前条第1号の工事に該当する場合
- (2) 簡易型 前条第2号の工事に該当する場合
- (3) 特別簡易型 前条第3号の工事に該当する場合

(川崎市総合評価審査員の設置等)

第4条 市長は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、総合評価一般競争入札における申込みのうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）について決定するときに、あらかじめ、川崎市総合評価審査員（以下「審査員」という。）への意見聴取（以下「意見聴取」という。）を行うものとする。

- 2 前項の規定による意見聴取において、当該落札者決定基準により落札者を決定しようするときに、改めて意見聴取する必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようするときに、あらかじめ、審査員から意見聴取するものとする。
- 3 審査員は2人以上とし、学識経験を有する者のうちから市長が選任するものとする。
- 4 審査員の任期は1年以内とし、再任を妨げないものとする。

(対象工事としての決定等)

第5条 市長は、対象工事として実施することの適否及びその対象工事に係る落札者決定基準について、川崎市総合評価審査委員会（川崎市総合評価審査委員会設置要領第1条に定めるものをいう。以下「委員会」という。）の審議を経て、決定するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 市長は、総合評価一般競争入札を行うときは、入札に参加する者に対し、入札公告により、次の事項を周知するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札の採用に関すること。
- (2) 総合評価に必要な技術提案等の資料の提出に関すること。

- (3) 落札者決定基準及び落札者の決定方法に関すること。
- (4) 総合評価に関する審査結果の公表に関すること。
- (5) 価格以外の評価（以下「技術評価」という。）の点数についての疑義照会に関すること。
- (6) 提出された資料に係る虚偽記載等があつた場合の取扱いに関すること。
- (7) その他必要と認めること。

（評価項目算定資料の提出）

第7条 市長は、技術評価を行うため、総合評価一般競争入札の入札参加者から次に掲げる資料（以下「評価項目算定資料」という。）の中から必要と認めるものの提出を求めるものとする。

- (1) 評価項目算定資料書
- (2) 標準的な仕様に対する技術提案に関する書類
- (3) 工程管理に係る技術的所見〔工程表〕
- (4) 施工上配慮すべき安全対策に係る所見
- (5) 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見（安全対策は除く）
- (6) 材料の品質管理に係る技術的所見
- (7) 同種工事の施工実績
- (8) 配置予定技術者の資格及び施工実績
- (9) 配置予定技術者工事成績対象工事
- (10) 主観評価項目に関する誓約書
- (11) 建設機械保有状況誓約書
- (12) アシストかわさき施工実績届出書
- (13) 川崎市と締結する協定等に基づき派遣要請を受けた実働実績証明願・証明書
- (14) 建設キャリアアップシステム（CCUS）登録状況誓約書
- (15) その他必要と認める資料

2 市長は、総合評価一般競争入札を行うときは、入札参加者から入札書と同時に評価項目算定資料の提出を求めるものとする。

3 市長は、評価項目算定資料の提出を受けた後、提出した入札参加者から内容の変更の申し出を受けたときは認めないものとする。

4 市長は、必要に応じて入札参加者から提出された評価項目算定資料についてヒアリングを実施することができる。

（技術評価の点数の決定）

第8条 市長は、総合評価一般競争入札に係る技術評価を行うときは、工事担当部局による評価の後、委員会の審議を経て、技術評価の点数を決定するものとする。ただし、特別簡易型は委員会の審議を省略するものとする。

（落札者の決定）

第9条 市長は、総合評価一般競争入札に係る落札者を、別記「落札者決定方法」により決定するものとする。

2 前項において第4条第2項の意見聴取を行い、当該落札者の決定について審査員から異議が出た場合には、委員会の審議を経て、落札者を決定するものとする。

3 市長は、落札者を決定したときは、当該落札者その他の入札参加者に適宜の方法によりその決定について通知するものとする。

（評価結果等の公表）

第10条 市長は、総合評価一般競争入札により落札者を決定したときは、落札者その他の入札参加者の評価結果について川崎市ホームページ等を利用して公表するものとする。

2 入札参加者は、前項の公表があつた日から起算して2日以内に、自らの技術評価について市長に疑義の照会をすることができるものとする。

3 市長は、前項の照会を受けたときは、当該照会した者に回答するものとする。

(加算点を得た評価項目が達成されなかつたときの対応等)

第11条 市長は、総合評価一般競争入札により請負者を決定した工事において、完成検査の結果、請負人が技術評価の点数において加算点を得た評価項目の一部又は全部について、当該工事が加算点を得るに至った評価区分の基準を満たしておらず、その責が請負人にあると認められる場合には、工事成績評定の減点対象とする。

2 市長は、入札参加者が提出した評価項目算定資料に、本市が示した加点要素の内容の改ざん又は虚偽の記載等明らかに悪質な行為があつたと認められる場合には、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱の規定に基づく指名停止、評価の無効等その他の適切な措置を講じるものとする。

(落札者の施工方法等)

第12条 技術提案に基づき入札を行い落札した者に対しては、当該技術提案に基づいて施工させるものとし、技術提案に係る設計変更等は原則として行わないものとする。

(技術提案の使用及び保護)

第13条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となつた場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

(技術提案が達成されなかつたときの違約金)

第14条 市長は、総合評価一般競争入札（標準型）により請負者を決定した工事において、落札者の技術提案が達成されなかつたときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、落札者は本市の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

2 前項の場合、落札者が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、総合評価点が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額を違約金の額とする。

(秘密の保持)

第15条 市長は、入札参加者から提出された評価項目算定資料は公表しないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

2 川崎市総合評価一般競争入札試行要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年1月26日から施行し、平成27年度契約準備案件から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、施行日以後に公告する案件から適用し、施行日までに公告した案件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、施行日以後に公告する案件から適用し、施行日までに公告した案件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、施行日以後に公告する案件から適用し、施行日までに公告した案件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告を行う契約から適用し、施行日前に入札公告を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告を行う契約から適用し、施行日前に入札公告を行った契約については、なお従前の例による。ただし、別表「総合評価一般競争入札評価項目表」中6（5）の評価項目は、令和5年7月1日以後に入札公告を行う契約から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告を行う契約から適用し、施行日前に入札公告を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告を行う契約から適用し、施行日前に入札公告を行った契約については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告を行う契約から適用し、施行日前に入札公告を行った契約については、なお従前の例による。

別記

落札者決定方法

1 総合評価の方法

総合評価一般競争入札においては、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ次の方法によって求められた総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、最も高い者が2者以上いる場合は、くじにより決定するものとする。

ア 総合評価点の算出方法は、次の算式により求めるものとする。

(ア) 入札価格が川崎市建設工事低入札価格調査運用指針に定める調査基準比較価格（以下「調査基準価格（税抜）」という。）以上の場合

総合評価点 = (技術評価点／入札価格) × 100,000,000 (小数点第5位以下切捨て)

(イ) 入札価格が調査基準価格（税抜）を下回る場合

総合評価点 = (技術評価点／調査基準価格（税抜）) × 100,000,000 (小数点第5位以下切捨て)

ただし、特に必要と認める工事については、入札価格にかかわらず、上記(ア)によるものとする。この場合は、当該工事の入札の公告において明示するものとする。

イ 技術評価点は、標準点（100点）と加算点（最高点10～80点の範囲内）の合計とする。

ウ 加算点の算出方法は、次の式により求めるものとする。

加算点 = (入札参加者の得点／評価項目の配点合計) × 設定加算点（加算点の満点）
(小数点第5位以下切捨て)

エ 技術評価点が標準点を下回る者の入札は無効とする。

オ 共同企業体での申請における各評価項目の評価は、共同企業体の代表者を対象に行うものとする。

ただし、別表「総合評価一般競争入札評価項目表」の「6 企業の信頼性・社会性の（4）官公需適格組合であること」及び、「7 企業の地域貢献度の（4）共同企業体における市内中小企業者の構成」については、共同企業体の構成員（代表者を含む）を対象に評価を行うものとする。

2 評価項目について

総合評価一般競争入札における評価項目は、別表「総合評価一般競争入札評価項目表」に示す必須項目の他に、必要に応じて個別の工事ごとに、任意項目を評価項目として選択するものとする。

別表

総合評価一般競争入札評価項目表

※ただし、評価基準等について、これにより難い場合は変更することができる。

分類	評価項目	必須…● 任意…○	評価基準	配点
1 技術提案 標準型の場合に1評価項目以上指定する	(1) 総合的なコストに関する提案	○	工事ごとに、評価基準を定めます。	
	(2) 工事目的物の性能に関する提案	○		
	(3) 社会的要請に対応した提案	○		
2 技術提案に係る施工計画	(1) 標準型の技術提案に対応した施工計画	○	技術提案の計画の実現性、可能性	
3 施工計画 簡易型の場合に2評価項目以上指定する	(1) 工期設定の適切性	○	各工程の工期及び工事の手順が適切である提案が3項目。	5.0
			各工程の工期及び工事の手順が適切である提案が2項目。	2.5
			各工程の工期及び工事の手順が適切である提案が1項目。	0.5
			適切である提案が1項目もない場合	0.0
			無記載等、又は各工程の工期及び工事の手順が適切でない。	無効
	(2) 施工上配慮すべき安全対策に係る所見	○	施工上配慮すべき安全対策について、現地条件を踏まえて適切である提案が3項目。	5.0
			施工上配慮すべき安全対策について、現地条件を踏まえて適切である提案が2項目。	2.5
			施工上配慮すべき安全対策について、現地条件を踏まえて適切である提案が1項目。	0.5
			適切である提案が1項目もない場合	0.0
			無記載等、又は現地条件を踏まえてなく適切でない。	無効
	(3) 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見(安全対策を除く)	○	施工上配慮すべき事項(安全対策を除く)について、現地条件を踏まえて適切である提案が3項目。	5.0
			施工上配慮すべき事項(安全対策を除く)について、現地条件を踏まえて適切である提案が2項目。	2.5
			施工上配慮すべき事項(安全対策を除く)について、現地条件を踏まえて適切である提案が1項目。	0.5
			適切である提案が1項目もない場合	0.0
			無記載等、又は現地条件を踏まえてなく適切でない。	無効
	(4) 材料の品質管理に係る技術的所見	○	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切である提案が3項目。	5.0
			品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切である提案が2項目。	2.5
			品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切である提案が1項目。	0.5
			適切である提案が1項目もない場合	0.0
			無記載等、又は現地条件を踏まえてなく適切でない。	無効
4 企業の施工実績	(1) 同種工事の施工実績 (期間については別途定める)	●	提出のあった工事実績が、本市発注の同種工事の元請としての施工実績である。※9	3.0
			提出のあった工事実績が、同種工事の元請としての施工実績である。	1.5
			実績なし	0.0
	(2) 過去3年間の本市工事成績評定点の平均点	● ※1	同業種における平均点が80点以上	3.0
			同業種における平均点が75点以上80点未満	2.5
			同業種における平均点が70点以上75点未満	2.0
			同業種における平均点が65点以上70点未満	1.0
			同業種における実績なし	0.0
			同業種における平均点が65点未満	△1.0
	(3) 過去5年度における本市優良事業者表彰の受賞の有無	●	有り	0.5
			無し	0.0

別表

5 配置予定技術者の能力	(1) 同種工事の施工経験 (期間については別途定める) ※7	●	同種工事で主任(監理)技術者として経験あり	3.0
			同種工事で現場代理人として経験あり	1.5
			経験なし	0.0
6 企業の信頼性・社会性	(2) 過去の本市発注の従事工事における成績評定点 (過去3年間)	● ※1	過去の従事経験として提出された同業種工事が本市発注の工事であり、その成績が80点以上	3.0
			同上、その成績が75点以上80点未満	2.5
			同上、その成績が70点以上75点未満	2.0
			同上、その成績が65点以上70点未満	1.0
7 企業の地域貢献度	(3) 技術者資格保有状況	○	同上の実績なし	0.0
			資格有り	1.0
			資格なし	0.0
8 担い手育成	(1) ISO9001又は14001の取得状況	●	有り	0.5
			無し	0.0
	(2) 障害者の雇用状況	●	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成している又は義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用している	0.5
			同上無し	0.0
	(3) 男女共同参画(行動計画策定)	●	次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」を策定している	0.5
			同上無し	0.0
			官公需適格組合であること	0.5
	(4) 建設キャリアアップシステム (CCUS)の登録状況	● ※2	官公需適格組合である	0.5
			同上無し	0.0
	(5) 建設キャリアアップシステム (CCUS)の登録状況	●	一般財団法人建設業振興基金の提供する建設キャリアアップシステムに事業者登録をしている	0.5
			同上無し	0.0
9 給付金の支給対象	(1) 災害時における本市との協力体制(災害協定) ※10	●	本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している又は締結している団体に加入している	0.5
			同上無し	0.0
	(2) 災害時における本市との協力体制(防災協力事業所) ※10	●	川崎市防災協力事業所登録制度に関する登録をしている	0.5
			同上無し	0.0
	(3) 本社の所在地 (WTO案件又は工事施工場所が市外となる場合は適用外)	● ※3	工事施工場所と同一行政区画内に本社あり	0.5
			同上無し	0.0
	(4) 共同企業体における市内中小企業者の構成 (WTO案件は適用外)	● ※4	共同企業体構成員に市内中小企業者が含まれる	1.0
			同上無し	0.0
10 給付金の支給方法	(5) 建設機械保有状況	● ※5	経営規模等評価結果通知書に示される建設機械を自社所有又は長期リースにより保有している	0.5
			同上無し	0.0
	(6) アシストかわさき施工実績 (緊急工事等の完工実績) (過去3年間)	● ※6-1	本市が指定する工事の完工実績を有している	0.5
			同上無し	0.0
	(7) アシストかわさき施工実績 (災害時実働実績) (過去3年間)	● ※6-2	本市と締結する災害協定等に基づき派遣要請を受け実働実績を有している	0.5
			同上無し	0.0
	若手・女性配置予定技術者の配置 ※7	● ※8	配置予定技術者が40歳未満又は女性である	0.5
			同上無し	0.0
※1 原則として必須項目とするが、数年に一度しか発注がない業種など、競争性を阻害する恐れがある場合には、評価項目としない場合もある。				
※2 官公需適格組合の「組合員」に対してではなく、法人としての「組合」であることが加点の条件とする。また、入札参加条件に「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であることを条件としている場合は適用しない。				
※3 原則として必須項目とするが、工事の施工場所と所在地に関係性がない特殊な工事などについては、評価項目としない場合もある。				
※4 入札参加条件において市内中小企業者であることを条件としている構成員については、加点要素としない。				
市内中小企業者であることを条件としていない構成員が市内中小企業者であった場合に、加点対象とする。				
全ての構成員について、市内中小企業者であることを条件としている場合は、適用しない。				
※5 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書に基づき「建設機械の保有状況」を申請する。				
入札参加条件に、市内中小企業者であることを条件としている場合にのみ適用する。				
※6-1 市内事業者を対象とした総合評価一般競争入札においての発注業種が、「下水管きょ」「舗装」「水道施設」の際に、加点の対象として適用とする。				
他の業種での発注時は適用しない。また、7(6)と7(7)の要件を両方満たしている場合は、それぞれ評価加点対象とする。				
※6-2 市内事業者を対象とした総合評価一般競争入札において適用する。また、7(6)と7(7)の要件を両方満たしている場合は、それぞれ評価加点対象とする。				
※7 5(1)と8の評価は、重複加点可能とする。ただし、同一技術者に限る。				
※8 配置予定技術者が若手技術者と女性技術者の要件を両方満たしても重複加点は行わない。				
※9 競争性を阻害する恐れがある場合には適用しない。				
※10 7(1)と7(2)の要件を両方満たしている場合は、それぞれ評価加点対象とする。				

様式目次

様式番号	様 式 名	関係条文
1	総合評価落札方式に関する評価調書	第5条・第8条・第9条
2	技術評価点の報告について	第8条第1項
3	評価項目算定資料書【別紙有り】	
3(別紙)	評価項目に対する配点及び自己採点表(評価項目算定資料書【別紙】)	第7条第1項第1号
4-1(1)	技術提案書	第7条第1項第2号
4-1(2)	技術提案に係る施工計画	第7条第1項第2号
4-2(1)	工程表	第7条第1項第3号
4-2(2)	工程表(工程管理に係る技術的所見)	第7条第1項第3号
4-3	施工上配慮すべき安全対策に係る所見	第7条第1項第4号
4-4	施工上配慮すべき事項に係る技術的所見(安全対策を除く)	第7条第1項第5号
4-5	材料の品質管理に係る技術的所見	第7条第1項第6号
5	同種工事の施工実績	第7条第1項第7号
6-1	配置予定技術者の資格及び施工実績	第7条第1項第8号
6-2	配置予定技術者工事成績対象工事	第7条第1項第9号
7-1	主観評価項目に関する誓約書	第7条第1項第10号
7-2	建設機械保有状況誓約書	第7条第1項第11号
7-3	アシストかわさき施工実績届出書	第7条第1項第12号
7-4	川崎市と締結する協定等に基づき派遣要請を受けた実働実績証明願・証明書	第7条第1項第13号
7-5	建設キャリアアップシステム(CCUS)登録状況誓約書	第7条第1項第14号
8	総合評価落札方式に関する評価調書(結果一覧)	第10条第1項
9	価格以外の評価に関する疑義について(照会)	第10条第2項
10	価格以外の評価に関する疑義について(回答)	第10条第3項

関係帳票

参考番号	帳 票 名
《1-1》	総合評価落札方式による発注方法について
《1-2》	現場条件調査票
《1-3》	総合評価落札方式による落札者の決定について
《2-1》	【評価シート】工程管理に係る技術的所見
《2-2》	【評価シート】施工上配慮すべき安全対策に係る所見
《2-3》	【評価シート】施工上配慮すべき事項(課題)に係る技術的所見(安全対策を除く)
《2-4》	【評価シート】材料の品質管理に係る技術的所見
《2-5》	【評価シート】同種工事の施工実績
《2-6》	【評価シート】配置予定技術者の資格及び施工実績

総合評価落札方式に関する評価調査

契約番号	発注局	工事件名	履行場所	工事概要

【落札者決定基準】

【入札参加者の価格以外の評価点】

【総合評価結果】

予定価格(税抜)

低入札調査基準価格
(税抜)(C)

※加算点、技術評価点及び総合評価点は小数点第5位以下切捨て

※技術評価点(B)=100+(入札参加者得点合計/評価項目配点合計)×(設定加算点)

※総合評価点=(B/A)×100,000,000 【入札金額 ≥ 低入札調査基準価格】

※総合評価点=(B/C)×100,000,000 【入札金額 < 低入札調査基準価格】

第 号
年 月

総合評価審査委員長 様

工事発注局区長

技術評価の報告について

総合評価一般競争入札実施要綱第8条の規定に基づき、次の工事の技術評価について、報告します。

対象工事：

年　月　日

(宛先) 川崎市長

住　　所 _____
商号又は名称
(共同企業体名) _____

代表者職氏名 _____

評価項目算定資料書

年　月　日付けで公告がありました次の工事について、別紙のとおり評価項目算定資料を提出します。なお、資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1　工事件名

2　履行場所

【連絡先】担当者 所　属 _____
氏　名 _____
電話番号 _____
F　A　X _____

評価項目に対する配点及び自己採点表

工事件名: _____

商号又は名称: _____
(共同企業体名)

自己採点得点合計は、点です。

次に、評価は、「川崎市総合評価基準方式のポイント」を参考資料(1)「評価基準等」を御覧ください。

配点合計

設定加算点

注: 実際の得点は、本市による採点結果に基づきます。なお、本市による採点は、提出資料に基づき行うものとし、自己採点得点は本市による採点に影響を与えません。

技 術 提 案 書

工 事 件 名 : _____

商号又は名称 : _____
(共同企業体名)

1 /

課題	

技術提案に係る施工計画

工 事 件 名 : _____

商号又は名称 : _____
(共同企業体名)

課題	

工 程 表

工 事 件 名 :

商号又は名称:

(共同企業体名)

※欄が足りないときは、複写して使用のこと。

工程管理に係る技術的所見

工 事 件 名 : _____

商号又は名称 : _____
(共同企業体名)

課題	「工程管理に係る技術的所見」について、現場条件等を考慮し2項目以上3項目以下で提案すること。
【本工事における課題設定】	
【上記課題における独自の工夫】 (1課題に対し1項目ずつ記載してください。)	

※作成にあたっては、「川崎市総合評価落札方式のガイドライン」を必ずご確認ください。

施工上配慮すべき安全対策に係る所見

工 事 件 名 : _____

商号又は名称 : _____
(共同企業体名)

課題	「施工上配慮すべき安全対策に係る所見」について、現場条件等を考慮し2項目以上3項目以下で提案すること。
【本工事における課題設定】	
【上記課題における独自の工夫】(1課題に対し1項目ずつ記載してください。)	

※作成にあたっては、「川崎市総合評価落札方式のガイドライン」を必ずご確認ください。

施工上配慮すべき事項に係る技術的所見(安全対策を除く)

工 事 件 名 : _____

商号又は名称 : _____
(共同企業体名)

課題	「施工上配慮すべき事項(課題)に係る技術的所見(安全対策を除く)」について、現場条件等を考慮し2項目以上3項目以下で提案すること。
【本工事における課題設定】	
【上記課題における独自の工夫】 (1課題に対し1項目ずつ記載してください。)	

※作成にあたっては、「川崎市総合評価落札方式のガイドライン」を必ずご確認ください。

材料の品質管理に係る技術的所見

工 事 件 名 : _____

商号又は名称 : _____
(共同企業体名)

課題	「材料の品質管理に係る技術的所見」について、現場条件等を考慮し2項目以上3項目以下で提案すること。
【本工事における課題設定】	
【上記課題における独自の工夫】(1課題に対し1項目ずつ記載してください。)	

※作成にあたっては、「川崎市総合評価落札方式のガイドライン」を必ずご確認ください。

同種工事の施工実績

工 事 件 名: _____

商号又は名称: _____
(共同企業体名)

同種工事の条件		(年4月1日以降に完成し、引渡しが完了した下記の要件を満たす、同種工事の施工実績(元請けに限る。)を有すること。)	
工 事 名 称 等	工事名称 (発注機関名)		
	施工場所		
	契約金額(税込み)	円	
	工期	年 月 日～ 年 月 日	
	受注形態	単 体 / J V (出資比率 %)	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) • 無	
工 事 概 要 等	工事内容 (工法・規模等、同種工事の確認ができる内容を記載すること。)		

(注)

- 1 同種工事の施工実績について、過去に施工した工事を1件記載すること。
- 2 記載した工事内容、工事の完成及び引渡しの完了を証明する書類(工法、規模等が確認できるもの)を添付すること。竣工登録前の確認書類等は実績として認められない場合があります。
(例:契約書、設計書、検査済証等の写し、コリンズ登録内容確認書の写し等)
- 3 当該評価項目について実績を有しない場合も本様式を提出すること。
- 4 共同企業体で施工した場合は、共同企業体に係る協定書の写しを添付すること。
(なお、共同企業体としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。)

配置予定技術者の資格及び施工実績

工事件名: _____
 商号又は名称: _____
 (共同企業体名)

配置予定技術者の氏名			落札者決定基準における「扱い手育成」の適用申請	
配置予定技術者の役職 (該当する方を○で囲む)	監理技術者 · 監理技術者(専任特例2号) · 主任技術者			
法令による資格・免許 (登録番号・取得年月日)				
入社年月日	年 月 日	年齢 (歳)		有 · 無
同種工事の条件		(年4月1日以降に完成し、引渡しが完了した下記の要件を満たす、同種工事の施工実績(元請けに限る。)を有すること。)		
同工事経験の概要	工事名称 (発注機関名)	()		
	施工場所			
	契約金額(税込み)			円
	工期	年 月 日	~	年 月 日
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者		
	工事概要 (工法・規模等の確認ができる内容を記載すること。)			
CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) · 無			
申請従事時状況等の他工事の	工事名称 (発注機関名)	()		
	契約金額(税込み)			円
	工期	年 月 日	~	年 月 日
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者、その他()		
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) · 無		
	上記の技術者を配置予定技術者として申し込み中の工事 (契約番号・件名・開札予定日を記入)			
契約番号	件 名	開札予定日		

(注)

- 1 記載する同種工事の実績の件数は1件とする。また、記載する配置予定技術者は1名に限る(建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合(以下、「専任特例2号」という。)の監理技術者を配置する際は、配置する当該監理技術者のみを記載すること)。
- 2 配置予定技術者は建設業法に基づき当該工事に必要な資格を有する者とし、免許・資格等が確認できる書類を添付すること。
- 3 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し(表、裏)を添付すること。
- 4 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類を添付すること。(配置予定技術者は入札参加資格確認申請の日以前3箇月以上の恒常的な雇用関係が必要となるので注意すること。)
- 5 記載した工事内容、工事の完成、引渡しの完了及び工事経験を証明する書類(工法(規模)、配置予定技術者の従事期間等の確認ができるもの)を添付すること。(例:公共工事については、コリンズ登録内容確認書等、民間工事については、契約書、設計書、検査済証、施工体制台帳等の写し等。)竣工登録前の確認書類等は実績として認められない場合があります。
- 6 工事途中で技術者を交代した場合、または途中から工事に従事した場合は実績として認められない。ただし、工場製作を含む工事を上記条件に付している場合は、技術者を途中交代した場合でも実績として認められる場合がある。
- 7 共同企業体で施工した場合は、共同企業体に係る協定書の写しを添付すること。(なお、共同企業体としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。)
- 8 落札候補者決定の時点で他の工事に配置されている技術者及び営業所専任の技術者は、他に定めのない限り、専任が必要な工事の配置予定技術者になることができないので注意すること。ただし、議決を要する契約については、議決予定月に他の工事に配置されていないこと(余裕期間が設けられている場合を除く)。
- 9 技術者の専任配置を必要とする案件で、開札予定日が同一の総合評価一般競争入札については、監理技術者(専任特例2号)を除き同一技術者を配置予定技術者することはできない。なお、監理技術者(専任特例2号)の配置を予定している場合、開札予定日が同一の総合評価一般競争入札については、同一技術者を配置予定技術者とできる案件は2件までとする。ただし、既に別工事に配置している技術者を監理技術者(専任特例2号)として配置する予定の場合、開札予定日が同一の総合評価一般競争入札については、同一技術者を配置予定技術者とすることはできない。
- 10 技術者の専任配置を必要とする案件を落札したとき、又は監理技術者(専任特例2号)として兼任する2件目の案件を落札をしたとき、同一技術者により申し込んでいる他の案件は辞退すること。辞退しないときは、その入札を無効とする。
- 11 落札者決定基準における「扱い手育成」の適用となる若手配置予定技術者は、入札参加申込締切日において40歳未満とする。
- 12 落札者決定基準における「扱い手育成」の適用となる女性配置予定技術者を申請する際は、女性であることを証明する書類を添付すること。

配置予定技術者工事成績対象工事

工事件名: _____

商号又は名称:
(共同企業体名) _____

配置予定技術者名: _____

評価対象の業種

工事件名(契約番号)	施工場所	工事期間	請負金額(円)	受注形態	工事成績評定点
()		年 月 日 ～ 年 月 日	円	単 体 ・ (J V %)	

(注)

- 1 評価対象(過去3年間)となる工事を1件記載すること。
(合併入札案件については契約番号単位でいづれか1件を記載すること。)
- 2 工事途中で技術者を交代した場合、または途中から工事に従事した場合は実績として認められない。
- 3 当該評価項目について実績を有しない場合も本書を提出すること。
- 4 受注形態は、単体又は○○・□□JV(出資比率○○%)と記載すること。
(なお、共同企業体としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。)
- 5 工事成績評定点が証明できる書類を添付すること。

年　月　日

(宛先) 川崎市長

住 所 _____
商号又は名称
(共同企業体名) _____

代表者職氏名 _____

主観評価項目に関する誓約書

下記の主観評価項目について、**入札参加申込締切日時現在、登録条件を満たしていること**
(※1)を誓約します。

また、同項目について、**入札参加申込締切日時点で登録されていること**(※2)を確認しました。

- 障害者の雇用状況
- 災害時における本市との協力体制 (**災害協定**)
- 災害時における本市との協力体制 (**防災協力事業所**)
- ISO 9001 又は 14001 の認証取得 (※3)
- 男女共同参画 (行動計画策定)
- 優良事業者表彰

該当する項目の□にチェックしてください。

※1 登録条件については、主観評価項目制度実施要綱で御確認ください。

※2 登録状況については、「入札情報かわさき」の「業者登録システム」により確認することができます。「登録情報を照会する」からログインし、登録業者メインメニューの「登録内容確認(今年度)」へ入り、「本社情報」内の「主観項目」の欄を御確認ください。

※3 本項目の誓約内容はISOの取得状況です。本市主観評価項目制度実施要綱に別途定めるエコアクション21については評価基準を満たしませんので、御注意ください。

(注1) 川崎市内に本社又は事業所がない事業者については、主観評価項目の登録対象ではありませんが、本様式に代えて、登録に必要な書類(主観評価項目実施要綱・要領参照)を案件ごとに提出すれば、総合評価一般競争入札上、評価対象となります。

(注2) チェックのない項目については、加点対象外とします (ただし、優良事業者表彰を除く。)。また、チェックが入っていても入札参加申込締切日時点に登録がない項目は加点対象外とします。

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所
商号又は名称
(共同企業体名)

代表者職氏名

建設機械保有状況誓約書

建設機械の保有状況を報告します。

経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書において社会性等（地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械の保有状況を評価する）としての加点対象となる「建設機械の保有状況」に基づき次の所有について、事実と相違ないことを誓約します。

経営規模等評価結果通知書に示される建設機械を自社所有又は長期リースにより

- 保有しています。
 保有していません。

(注)

- 1 該当する項目の□にチェックを入れてください。いずれの□にもチェックが入っていない場合は加点対象外とします。
- 2 本市が発注する総合評価落札方式において、市内中小企業者が入札参加条件となる案件で、建設機械を有する市内中小企業者に対して、本誓約書により評点加点を与えるものとします。
- 3 建設機械保有状況は、「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」に基づくものとし、本誓約書を総合評価落札方式評価項目算定資料と合わせて提出するものとします。
- 4 本市が必要と認めるときは、建設機械の保有を確認する書類等の提出を求めることがあります。
- 5 虚偽の記載については、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱別表第1第1号「本市発注の工事の請負、製造の請負、物品の供給及び修理等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となります。

(宛先) 川崎市長

住 所 _____
 商号又は名称
 (共同企業体名) _____

代表者職氏名 _____

アシストかわさき施工実績届出書

次の完工実績又は実働実績について、届出を行います。

(1) 緊急工事等の完工実績

年 月 1 日～ 年 月末日の過去3年間において、本市発注の工事で下記に示す対象工事を元請（共同企業体構成員）として受注し完工した直近の実績を1件御記入ください。

契約番号			
件名			
履行期間	年 月 日	から	年 月 日

対象工事

- ・川崎市上下水道局緊急工事取扱要綱第2条で規定されている工事
- ・水道施設等緊急修理工事（単価契約）
- ・下水管きょ施設の緊急工事
- ・各区内道路補修（緊急）工事

※共同企業体で施工した案件については、構成員としての実績も加点の対象とする。
 ただし、共同企業体の出資割合が20%以上であること。

(2) 災害時実働実績

年 月 1 日～ 年 月末日の過去3年間において、災害発生時に下記に示す本市と締結する協定等に基づき派遣要請を受け実働を有した直近の実績を1件御記入ください。

締結協定名	<input type="checkbox"/> 災害時における応援に関する協定（一般社団法人 川崎建設業協会）	
	<input type="checkbox"/> 災害時における応急対策を行うための協定書 (一般社団法人 川崎市電設工業会・一般社団法人 川崎市空調衛生工業会)	
	<input type="checkbox"/> 災害時における応急対策の協力に関する協定（川崎塗装業協会）	
	<input type="checkbox"/> 上記以外の協定等（ ※上記以外の協定による実働実績を申請する場合は、本市と直接協定を締結している場合を除き、本書に加え団体の発行する実働実績に関する証明書（7-4号様式）を併せて提出してください。 ※上記協定等は主観評価項目制度実施要領に掲げる協定リストの中から記載してください。	
災害名称		
従事内容		
従事期間	年 月 日 から	年 月 日

対象となる協定等

- ・主観評価項目制度実施要領第2条(2)に規定する「届出書（様式2）」に登載されている協定等
- ・主観評価項目制度実施要領「協定リスト」に登載されている協定等

※「川崎市防災協力事業所登録制度に関する登録」による実績は加点対象外とする。

※(1)及び(2)の要件を両方満たしている場合は、それぞれ評価加点対象とします。

年　月　日

(宛先) 様

住 所 _____
商号又は名称
(共同企業体名) _____

代表者職氏名 _____

川崎市と締結する協定等に基づき派遣要請を受けた実働実績証明願

川崎市と締結する協定等に基づき下記のとおり活動したことについて証明願います。

1 活動期間 : 年　月　日～　年　月　日

2 活動場所 :

3 作業内容 :

4 対象協定名 :

年　月　日

(宛先) 川 崎 市 長

団 体 名 : _____

代表者名 : _____ 印

川崎市と締結する協定等に基づき派遣要請を受けた実働実績証明書

上記内容に相違ないことを証明します。

担当者 : _____

連絡先 : _____

(宛先) 川崎市長

住 所 _____
商号又は名称 _____
(共同企業体名) _____

代表者職氏名 _____

建設キャリアアップシステム(CCUS)登録状況誓約書

一般財団法人建設業振興基金の提供する建設キャリアアップシステムの事業者登録状況について、評価項目算定資料書の提出時点において次のとおり事実と相違ないことを誓約します。

一般財団法人建設業振興基金の提供する建設キャリアアップシステムに、

- 事業者登録をしています。
- 事業者登録をしていません。

(注)

- 1 該当する項目の□にチェックを入れてください。いずれの□にもチェックが入っていない場合は加点対象外とします。
- 2 登録状況の確認資料として、建設キャリアアップシステムの事業者登録完了時に一般財団法人建設業振興基金から送付される「事業者情報登録完了のお知らせ」の写し又は「建設キャリアアップシステムにログインし、自社の『所属事業者情報の閲覧画面』を印刷したもの」を添付してください。確認資料の添付がない場合は、加点対象外とします。
- 3 本市が必要と認めるときは、登録状況が確認できる書類等の提出を求めることがあります。
- 4 虚偽の記載については、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱別表第1第1号「本市発注の工事の請負、製造の請負、物品の供給及び修理等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となります。

総合評価落札方式に関する評価調書(結果一覧)

契約番号	発注局	工事件名	履行場所	工事概要

【落札者決定基準】

【入札参加者の価格以外の評価点】

【総合評価結果】

予定価格(税抜)

低入札調査基準価格
(税抜)(C)

失格基準価格

※加算点、技術評価点及び総合評価点は小数点第5位以下切捨て

※技術評価点(B)=100+(入札参加者得点合計/評価項目配点合計)×(設定加算点)

※総合評価点=(B/A)×100,000,000 【入札金額 ≥ 低入札調査基準価格】

※総合評価点=(B/C)×100,000,000 【入札金額 < 低入札調査基準価格】

年　月　日

(宛先) 川崎市長

住 所
商号又は名称
(共同企業体名)

代表者職氏名

価格以外の評価に関する疑義について（照会）

次の事項について疑義があるので照会します。

1 工事件名及び履行場所

工事件名：

履行場所：

2 疑義のある事項

第
年
月
号
日

住 所 _____
商号又は名称
(共同企業体名) _____
代表者職氏名 _____ 様

川崎市長

価格以外の評価に関する疑義について（回答）

年 月 日付けて疑義のあった件について、次のとおり回答します。

1 疑義の対象となった工事件名及び履行場所

工事件名：

履行場所：

2 回答内容

※ 疑義のあった内容については、次の理由のとおりです。

《第1号様式関係1》

第 号
年 月 日

総合評価審査員 様

川崎市長

総合評価落札方式による発注方法について

このことについて、総合評価一般競争入札実施要綱第4条第1項の規定に基づき、次の工事の総合評価落札方式の落札者決定基準について意見を求める。

1 対象工事

2 落札者決定基準 別記のとおり

現場条件調査表(標準)

作成日：年月日

工事名	
履行場所	
工期	
工事概要	
道路情報	
周辺環境	
他企業関連	
その他	添付書類： 有・無

記入上の留意点

本現場調査表は、総合評価一般競争入札(原則として簡易型、標準型の場合)を行おうとするとき、落札者決定基準を定めようとするときの学識経験者への意見聴取にあたり、より的確な現場の状況を伝えるために作成します。

○道路情報

道路種別(国、県、市、私)、道路利用状況(主要道路、生活道路、通学路、バス路線)、車道部(幅員、車線数、交通量)、歩道部(設置状況、幅員、通行状況)、接道状況等

○周辺環境

土地利用(住宅街、商店街、工業用地)、公共施設(学校、駅、公園)、地形(平地、丘陵地、湾岸)等

○他企業関連

架空線(東電、NTT、有線、電柱)

地下埋設物の径・土被り・移設予定(水道、下水、ガス、東電、NTT)等

○その他

上記項目以外の現場特有の条件があれば記載してください。

※・入札予定者が、提案書作成期間内の調査で確認できる項目について記入してください。

・学識経験者に、的確な現場の状況を伝えられるよう、設計図書等を添付してください。

《第1号様式関係3》

第 号
年 月 日

総合評価審査員 様

川崎市長

総合評価落札方式による落札者の決定について

このことについて、総合評価一般競争入札実施要綱第4条第2項の規定に基づき、
次の工事への総合評価落札方式の落札者の決定について意見を求める。

対象工事：

工程管理に係る技術的所見

《第2号様式関係1》

工事件名	課題
	「工程管理に係る技術的所見」について、現場条件等を考慮し2項目以上3項目以下で提案すること。

入札者	各提案に対する評価(上段:評価、下段:評価根拠)			提案数違反	評価点
	提案1	提案2	提案3		

施工上配慮すべき安全対策に係る所見

《第2号様式関係2》

工事件名	課題
	「施工上配慮すべき安全対策に係る所見」について、現場条件等を考慮し 2項目以上3項目以下で提案すること。

入札者	各提案に対する評価(上段:評価、下段:評価根拠)			提案数違反	評価点
	提案1	提案2	提案3		

施工上配慮すべき事項(課題)に係る技術的所見(安全対策を除く)

《第2号様式関係3》

工事件名	課題
	「施工上配慮すべき事項に係る技術的所見(安全対策を除く)」について、現場条件等を考慮し2項目以上3項目以下で提案すること。

入札者	各提案に対する評価(上段:評価、下段:評価根拠)			提案数違反	評価点
	提案1	提案2	提案3		

材料の品質管理に係る技術的所見

《第2号様式関係4》

工事件名	課題
	「材料の品質管理に係る技術的所見」について、現場条件等を考慮し2項目以上3項目以下で提案すること。

入札者	各提案に対する評価(上段:評価、下段:評価根拠)			提案数違反	評価点
	提案1	提案2	提案3		

同種工事の施工実績

《第2号様式関係5》

工事件名：

企業の施工能力(年4月1日以降)

※1 本市発注の同種工事の施工実績を評価基準として設定している場合に使用する。

同種工事の施工実績

《第2号様式関係6》

工事件名：

配置予定技術者の資格及び施工実績(年4月1日以降)